

平成28年第7回霧島市農業委員会定例総会

平成28年7月29日（火）

開催場所 国分シビックセンター 7階 701・702会議室

出席委員

1番委員、 2番委員、 3番委員、 4番委員、 5番委員、 6番委員、 7番委員、
8番委員、 9番委員、 10番委員、 11番委員、 13番委員、 14番委員、 15番委員、
16番委員、 17番委員、 19番委員、 20番委員、 21番委員、 22番委員、 23番委員、
24番委員、 25番委員、 26番委員、 27番委員、 28番委員、 29番委員、 30番委員、
31番委員、 32番委員、 33番委員、 34番委員、 35番委員、 36番委員、 37番委員

出席職員	事務局長	砂田良一	農地グループ長	内田大作
	振興グループ長	本村浩孝	主査	若林優
	主任主事	山下良太	主任主事	中吉哲平
	主任主事	江藤俊志	主任主事	有村大
	主任主事	岩元章宏	主査	鎌田里子
	主任主事	深瀬和香子	主査	吉原康広
	主任主事	笠井亜由美		

議事日程 「諸般の報告」「事務局報告」

- 1 「農地利用変更届」について
- 2 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について
- 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について
- 4 「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について
- 5 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について
- 6 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について
- 7 「あっせん申出」について
- 4 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について
- 8 「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査による農地・非農地の意見決定」について
- 9 「農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性」について

「開 会 午後 2時55分」

○砂田事務局長

姿勢を正してください。一同、礼。

○議長（会長）

皆さん、こんにちは。本日は12番委員、18番委員より欠席届が提出されております。只今の出席委員は35名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第7回霧島市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりでございます。議案の修正がありますので、事務局より報告をさせます。事務局。

○議長（会長）

次に諸般の報告・事務局報告をいたします。事務局。

○砂田事務局長

それでは先月の定例総会以降に会長等が出席しました会議等について、報告をいたします。

[8件について報告]

以上、会長等が出席した会議等の状況であります。次に、事務局報告をいたします。

農地法第18条第6項等解約通知報告です。利用権解約のうち、賃借権通知報告11件、使用貸借権通知報告2件、農地法第3条解約の賃借権通知報告1件、使用貸借権通知報告1件の計15件が提出されております。また、時効取得通知9件が提出されております。以上で報告を終わります。

○議長（会長）

諸般の報告、事務局報告が終わりました。では、議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

○議長（会長）

議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が1件提出されましたので、審議を求めます。この件について現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告をお願いします。1番、23番委員。

○23番委員

1号1番を報告します。

申請地は国分広瀬郵便局の東に位置しており、現況は田である。申請地の北は排水路、南は水路、東は田、西は田である。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容は盛土を65cmし、周囲はよう壁をするものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員からの意見報告がありました。これより審議に入ります。この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届について」の届出は妥当であるという意見です。受理することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第1号「農地利用変更届について」は、受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について

○議長（会長）

次に、議案第2号「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、所有権移転2件、利用権設定のうち賃借権設定97件、使用貸借権設定19件の計118件の農地利用集積計画（案）について市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。ただし、利用権設定116件のうち94件は、再設定及び認定農業者でありますので、ご承認いただくこととし、新規の22件について審議を行います。それでは調査委員の意見報告を求めます。所有権移転の1番を15番委員。

○15番委員

2号所有権移転の1番について報告します。

本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき譲渡人と譲受人との間で申請地7筆***万円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が平成28年7月8日に提出された。以下、譲受人が農業経営基盤強化促進法にて、所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて報告します。譲受人は認定農業者であり、現在33,398㎡のすべてについて耕作しており、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後に周辺の農地の利用に支障を生ずる恐れがないと思わ

れる。あつせん譲受人候補者名簿の牧園地区**番に記載されており、その経営面積もあつせん基準の210aを超えている。以上のような理由により、譲受人は、所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

所有権移転の2番及び利用権設定の91番から93番を20番委員。

○20番委員

所有権移転の2番と利用権設定の91番から93番については、関連がございますので、まとめて報告いたします。本件については、農地売買等事業により、譲渡人の鹿児島県地域振興公社と、譲受人との間で申請地10筆***円で協議が整い、所有権移転に係る計画書が平成28年7月8日に提出されました。譲受人が農地売買等事業にて所有権移転及び利用権設定を受ける要件を、備えているか否かについて報告します。所有権移転の2番について、譲受人は、農地所有適格法人であり、必要な農作業に、常時従事すると認められる。また、農機具も完備している。取得後に周辺の農地の利用に、支障を生ずる恐れがないと思われる。利用権設定の91番から93番については、申請地を効率的に利用することができると思われる。以上な理由により、譲受人は、所有権移転及び利用権設定を受ける要件を、備えているものと思われる。また、特記事項といたしまして、利用権設定の3件については、賃貸借期間満了後には譲受人が県公社から買い受ける予定です。以上です。

○議長（会長）

7番から10番、34番委員。

○34番委員

2号利用権設定7番から10番は借人が同一のため、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、14,578㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

52番、6番委員。

○6番委員

2号利用権設定の52番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在7,096㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

66番及び67番、13番委員。

○13番委員

2号利用権設定の66番及び67番は借人が同一のため、まとめて報告します。

本件については、農地中間管理事業により、鹿児島県地域振興公社が所有者、外2名から農地を5年間及び10年間借り受け、耕作を希望する方へ、貸し付けするための申し出であり、申請地3筆は、農用地区域内に位置し、適切に管理されている。また、権利を取得しようとする鹿児島県地域振興公社は、法律により農地中間管理機構に指定されており、要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

68番、32番委員。

○32番委員

2号利用権設定の68番を報告します。

本件については、農地中間管理事業により、鹿児島県地域振興公社が所有者から農地を10年間借り受け、耕作を希望する方へ、貸し付けするための申し出であり、申請地3筆は、農用地区域内に位置し、適切に管理されている。また、権利を取得しようとする鹿児島県地域振興公社は、法律により農地中間管理機構に指定されており、要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

69番、13番委員

○13番委員

2号利用権設定の69番を報告します。

借人は、現在、112, 552㎡のすべてについて耕作している。また、農地所有適格法人であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

○70番、7番委員。

○7番委員

2号利用権設定の70番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、7, 416㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

82番、5番委員。

○5番委員

2号利用権設定の82番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、11,456㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

89番、31番委員。

○31番委員

2号利用権設定の89番を報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおりに耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。また、農機具も完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

94番、33番委員。

○33番委員

2号利用権設定の94番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、4,831㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

95番、1番委員。

○1番委員

2号利用権設定の95番を報告します。

本件については、農地中間管理事業により、鹿児島県地域振興公社が所有者から農地を10年間借り受け、耕作を希望する方へ、貸し付けするための申し出であり、申請地2筆は、農用区域内に位置し、適切に管理されている。また、権利を取得しようとする鹿児島県地域振興公社は、法律により農地中間管理機構に指定されており、要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

96番及び101番、31番委員。

○31番委員

2号利用権設定の96番を報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおりに耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。

2号利用権設定の101番を報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおりに耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

113番から115番、11番委員。

○11番委員

2号利用権設定の113番について報告します。

本件については、農地中間管理事業により、鹿児島県地域振興公社が所有者から農地を10年間借り受け、耕作を希望する方へ、貸し付けするための申し出であり、申請地3筆は、農用地区域内に位置し、適切に管理されている。また、権利を取得しようとする鹿児島県地域振興公社は、法律により農地中間管理機構に指定されており、要件を備えているものと思われる。

2号利用権設定の114番及び115番は借人が同一のため、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、12, 528㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま、調査委員から意見報告がありました。補足・説明はありませんか？

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。4番委員。

○4番委員

事務局に質問ですが、利用権設定の66番、農地中間管理事業の貸し借りについて、賃借権が5年と
なっているが、何か理由がありますか？

○議長（会長）

事務局。

○事務局（江藤主任主事）

この件については、未相続土地であり、未相続の農地である場合、上限が5年とされていることによ
るものです。

○4番委員

了解しました。

○議長（会長）

他に質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定に
ついて」は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見
です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ 「全員挙手」

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」は、承認する
ことに決定いたします。

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委
員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請、所有権移転の9件が提出されましたので、この処分
について審議を求めます。では、議案書記載順に調査委員の意見報告を求めます。1番及び2番を19
番委員。

○19番委員。

3号1番を報告します。

申請地は牧内公民館の北西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は21,149㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

3号2番を報告します。

申請地は春山公民館の南に位置しており、現況は畑である。申請地には** **さんが3条使用貸借権を設定している。今回の申請に当たって法定更新の解約通知が提出されている。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は33,817㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、25番委員。

○25番委員

3号3番を報告します。

申請地は平下公民館の北東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5,956㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

4番及び5番、13番委員。

○13番委員

3号4番を報告します。

申請地の有川***番及び***番は、かごしま中部農業共済組合の西に、有川***番は同じく南に位置しており、現況は畑である。申請地には受人が***番は平成30年9月まで、***番及び***番は平成30年2月までの使用収益権を設定している。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧

地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は37,398㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

3号5番を報告します。

申請地は三縄地区自治公民館の南東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は25,807㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、2番委員

○2番委員

3号6番を報告します。

申請地は隼人塚東公園の北東に位置しており、現況は田である。申請地には譲受人が平成30年8月までの使用収益権を設定している。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,601㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

7番、35番委員。

○35番委員

3号7番を報告します。

申請地は福山市民サービスセンターの南に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,317㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

8番及び9番、11番委員。

○11番委員

3号8番を報告します。

申請地は福山総合支所の南東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は24,453㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

3号9番を報告します。

申請地は牧之原ライスセンターの北に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は曾於市の農地を含めて80,638㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。特記事項として、通作時間は10分以内です。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」の9件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可することに決定いたします。

△ 議案第4号 「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」について

○議長（会長）

次に、議案第4号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく農地転用事業計画変更承認申請2件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。この件について現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告をお願いします。1番、25番委員。

○25番委員

4号1番を報告します。

申請地は玄亀庵公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。申請地の東は雑種地、西は道路、南は道路、北は畑である。転用目的は駐車場を建設するものである。農地区分は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、2番委員。

○2番委員

4号2番を報告します。

申請地は富隈地区公民館の北東に位置し、現況は畑である。申請地の東は宅地、西は宅地と畑、南は宅地、北は道路である。転用目的は貸店舗、共同住宅及び駐車場を建設するものである。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。家庭用排水は下水道に流し、雨水は側溝へ流す計画で問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告がありました。この件について質疑・討論はありますか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第4号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」は、事業計画変更はやむを得ないという意見です。これについて許可することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第4号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」は、許可することに決定いたします。

△ 議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請5件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、議案書記載順に調査委員の意見報告を求めます。1番、12番委員に代わり23番委員。

○23番委員

5号1番について報告します。

申請地はイオン隼人国分店の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は共同住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は665㎡であり、また、隣接地の宅地319.39㎡を一体利用するもので、全体計画面積は984.39㎡である。共同住宅1棟とそれに伴う駐車場22台分及び自転車置場を設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、27番委員。

○27番委員

5号2番について報告します。

申請地は北原公民館の西に位置し、現況は山林である。なお、平成26年頃、植林してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の

農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要である。法定小作人なし。転用目的は山林にするもので既にクヌ木500本植林済であります。計画面積は2,429㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は山林、西は山林、南は土手と道路、北は土手と道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、31番委員。

○31番委員

5号3番について報告します。

申請地は持松校区公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は農家住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は992㎡であり、農家住宅はおおむね1,000㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は水路、北は雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、16番委員。

○16番委員

5号4番について報告します。

申請地は中坂公民館の南に位置し、現況は荒地である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は共同住宅及び駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,613㎡であり、共同住宅1棟と駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は道路、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、31番委員。

○31番委員

5号5番について報告します。

申請地は湯田公民館の南東に位置し、現況は宅地である。なお、平成4年頃に宅地にしてしまったと

いう始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は237㎡であり、また、隣接地の宅地29.26㎡を一体利用するもので、全体計画面積は266.26㎡である。一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可するというように決定します。つきましては、8月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

「休憩 午後 3時40分」

「再開 午後 3時55分」

△ 議案第6号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委

員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請26件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。なお、23番は、取り下げられましたので、残りの25件について審議を求めます。また14番は、議事参与の関係で別途審議いたします。これも事前に現地調査が行われておりますので、議案書記載順に調査委員の意見報告を求めます。1番を19番委員。

○19番委員

6号1番について報告します。

申請地は春山公民館の北東に位置し、現況は畑及び宅地である。なお、昭和33年頃、庭園として植樹してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うもので、目的達成上のその農地を供する事が必要であると認められ、1種農地部分が全体面積の3分の1を超えないため、1種農地の隣接地一体事業に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸木材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は3,756㎡であり、また、隣接地の宅地及び山林の8,224.79㎡を一体利用するもので、全体計画面積は11,980.79㎡である。貸木材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は畑、南は道路、北は山林と宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、3番及び4番を25番委員。

○25番委員

6号2番について報告します。

申請地は剣之宇都公民館の南西に位置し、現況は田及び宅地である。なお、平成元年頃、一部造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は490㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路及び5条申請地、西は宅地、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号3番について報告します。

申請地は剣之宇都公民館の南西に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金及び融資であるため問題ないと思われる。また、資金証明及び融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当で

あるため実現は確実と思われる。計画面積は211㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は5条申請地、南は5条申請地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号4番について報告します。

申請地は玄亀庵公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は213㎡であり、また、隣接地の5条許可地1,277㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1,490㎡である。駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は雑種地、西は道路、南は道路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、19番委員。

○19番委員

6号5番について報告します。

申請地は台明寺公民館の南西に位置し、現況は畑である。なお、年月日不詳で物置を設置してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅1棟及び物置を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。なお、物置についてはすでに実現している。計画面積は750㎡であり、うち398㎡については、建売住宅1棟を建築し、残りの352㎡については、北側に山林が隣接しており、住宅の建築は不可能であるため、物置及び家庭菜園の用地とし、建売住宅等として利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は宅地と道路、南は宅地と田、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、21番委員。

○21番委員

6号6番について報告します。

申請地は上小川自治公民館の北西に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思わ

れる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅4棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は803㎡であり建売住宅4棟として利用するには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は水路、南は田、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

7番、34番委員。

○34番委員

6号7番について報告します。

申請地は国分郵便局の西に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は共同住宅と駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は540㎡であり、共同住宅1棟及び駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は雑種地、西は水路、南は雑種地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

8番及び9番、12番委員に代わり23番委員。

○23番委員

6号8番について報告します。

申請地はイオン隼人国分店の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲1区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は436㎡であり、宅地分譲1区画として、利用するに相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は通路、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号9番について報告します。

申請地は国分駅の北西に位置し、現況は不耕作地である。なお、平成8年頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、申請地からおおむね300m以内に国分駅が存在するため、3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は店舗付住宅及び駐車場を建

設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は405㎡であり、店舗付住宅及び駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は水路、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

10番、6番委員。

○6番委員

6号10番について報告します。

申請地は清水公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は221㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は道路、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

11番、12番委員に代わり23番委員。

○23番委員

6号11番について報告します。

申請地は松木公民館の東に位置し、現況は造成済である。なお、平成28年4月頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は266㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は通路、西は宅地、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

12番及び13番、21番委員。

○21番委員

6号12番について報告します。

申請地は舞鶴中学校の南西に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。

資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅2棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は680㎡であり、建売住宅2棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は水路、南は田、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号13番について報告します。

申請地は広瀬公民館の北東に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅11棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,985㎡であり、建売住宅11棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は田と宅地、南は水路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

15番、31番委員。

○31番委員

6号15番について報告します。

申請地は橋ノ口公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金と融資であるため問題ないと思われる。また、資金証明と融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は4,054㎡であり、パネル1,200枚を設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は山林、南は宅地、北は雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

16番から20番、16番委員。

○16番委員

6号16番について報告します。

申請地は真孝西集会所の北西に位置し、現況は雑種地である。なお、平成8年頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当

であるため実現は確実と思われる。計画面積は480㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号17番について報告します。

申請地は小田団地の南東に位置し、現況は雑種地である。なお、年月日不詳で造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は共同住宅と駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,030.70㎡であり共同住宅2棟と駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は道路、南はJR線路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号18番及び19番は借人が同一のため、まとめて報告します。

申請地は浜ノ市ふれあいセンターの南東に位置し、現況は雑種地である。農地区分は、申請地からおおむね300m以内に高速インターチェンジ出入口が存するため、3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は店舗及び駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は12,699㎡であり、店舗及び駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は水路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号20番について報告します。

申請地は真孝西集会所の北東に位置し、現況は雑種地である。なお、年月日不詳で造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は163㎡であり、貸駐車場6台分に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は雑種地、西は道路、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

21番、2番委員。

○2番委員

6号21番について報告します。

申請地は富隈地区公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸店舗、共同住宅及び駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は381㎡であり、また、隣接地の5条申請地853㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1,234㎡である。貸店舗、共同住宅及び駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は宅地と畑、南は宅地、北は5条申請地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

22番、16番委員。

○16番委員

6号22番について報告します。

申請地は原公民館の北に位置し、現況は雑種地である。なお、昭和63年頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、隼人庁舎の500m以内の区域内にある農地のため、2種農地の500m以内農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要である。法定小作人なし。転用目的はふれあい広場を建設するものであり、すでに実現されている。計画面積は892㎡であり、ふれあい広場として利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は畑と道路、南は宅地、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

24番及び25番、31番委員。

○31番委員

6号24番について報告します。

申請地は姫城公園の北東に位置し、現況は荒地である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は295㎡であり、普通車8台の駐車場として利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は荒地、西は宅地、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号25番を報告します。

申請地は小鹿野農村公園の北東に位置し、現況は畑と田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は740㎡であり、車17台の駐車場として利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は川、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

26番、21番委員。

○21番委員

6号26番について報告します。

申請地は福山高校の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は風力発電2基を建設するものであり計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,195㎡であり風力発電施設2基に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、議事参与の関係で別途審議いたします、14番を除く24件の転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」

は、14番を除く24件の転用は許可ということに決定いたしました。

次に、14番を審議いたします。29番委員は退席を願います。

○ [29番委員退席]

○議長（会長）

これも事前に現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告を求めます。14番、26番委員。

○26番委員

6号14番を報告します。

申請地は陵南中学校の西に位置し、現況は宅地である。農地区分は、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内にある農地、3種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。資金の調達については区画整理事業による完了のため不要。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、既にその用途に供されている。計画面積は154㎡であり、また、隣接地の宅地607㎡を一体利用するもので、全体計画面積は761㎡である。宅地分譲2区画として利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種住居地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は道路、南は畑、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」14番は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」14番は、転用は許可ということに決定いたしました。29番委員は着席してください。

○ [29番委員着席]

以上で議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」の審議を終了します。

つきましては8月5日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件および県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第7号 「あっせん申出」について

○議長（会長）

次に、議案第7号「あっせん申出について」を議題とします。当委員会に対し、農地移動適正化あっせん事業実施要領規定によるあっせん申し出が、売渡希望1件、貸付希望2件が提出されましたので審議を求めます。調査委員の報告をお願いします。貸付希望の1番を12番委員に代わり23番委員。

○23番委員

貸付希望の1番を報告します。

この3筆は、現在は不耕作地ですが、昨年まで水稻を作付されていました。よって、あっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

売渡希望の2番、7番委員。

○7番委員

売渡希望2番を報告します。

この圃場は整理もされ、また、畑かんもあり、区画も良く、日当たりも非常に良いので、あっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

貸付希望の3番を32番委員。

○32番委員

貸付希望3番を報告します。圃場の面積が少し小さく、三方が山に囲まれておりますが、あっせんを受けたいと思います。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。これについて質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案7号「あっせん申出について」の売渡希望1件、貸付希望2件につきましては、あっせんを行うことを承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第7号「あっせん申出について」の売渡希望1件、貸付希望2件つきましては、あっせんを行うことに決定いたしました。

それでは、あっせん委員を指名いたします。貸付希望の1番を12番委員と23番委員に、売渡希望の2番を7番委員と13番委員に、貸付希望の3番を32番委員と7番委員に。以上のおりあっせん委員を指名させていただきました。お互いに連絡を密にしてあっせん行動が整いますようお願いいたします。

△ 議案第8号 「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査による農地・非農地の意見決定」について

○議長（会長）

次に、議案第8号「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査による農地・非農地の意見決定について」を議題とします。霧島市荒廃農地の発生・解消状況に関する実施要領第6項の規定に基づき、荒廃農地発生・解消状況に関する調査による農地・非農地の意見決定について、当委員会での審議を求めます。この件について現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告をお願いします。21番委員。

○21番委員

議案第8号について、特別班の調査結果を報告します。

国分広瀬字小齒止一番**番の外206筆については、都市計画用途地域の工業地域に用途指定されている区域であり、また、農地として利用するには人力又は農業用機械では起耕、整地が出来ない土地であって、かつ農業的利用を図るための基盤整備事業の実施等が計画されていない土地で、現況は原野化していましたが、当該農地の207筆188, 545㎡は農地として広がりがあり、特別班だけの現地調査では、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断は行い難く、今後さらに調査を実施する必要があると判断しましたので報告します。

○議長（会長）

ただいま、調査委員から意見報告がありました。質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第8号「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査による農地・非農地の意見決定について」は、現地調査の結果、今回は農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの決定は行わず、今後、さらに調査を実施し決定していくべきとのことですが、このように取り計らうことに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第8号「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査による農地・非農地の意見決定について」は、今回は農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの決定は行わないことに決定いたします。

△ 議案第9号 「農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性」について

○議長（会長）

次に、議案第9号「農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

○事務局（山下主任主事）

議案第9号「農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性」についての提案理由をご説明申し上げます。

平成21年12月施行の改正農地法に伴い、同年12月定例総会において、霧島市の下限面積は、全域20アールとすることに決定いただき、現在運用しているところでございます。しかしながら、農林水産省通知における「農業委員会の適正な事務の実施」に向けた具体的な取り組みといたしまして、毎年、下限面積が適正であるかを、検討することとなっております。従いまして、農家台帳の登載状況等の結果を踏まえて検討いたしました結果、下限面積は現行の20アールのままとし、新たな設定又は修正の必要性はないものとして、ご提案させていただきます。ご審議の程よろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

○議長（会長）

事務局の説明が終わりました。事務局案としましては、説明のとおり、これまでどおり下限面積20アールのまま据え置きたいとの考えであります。これについて質疑ご意見はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

質疑なしとのこと。下限面積につきましてはこれまでどおり20アールに据え置くことにご異議ありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって本件については、20アールのまま据え置くことに決定いたします。

以上で平成28年第7回農業委員会定例総会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

次に「その他」はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで平成28年第7回霧島市農業委員会定例総会を閉会いたします。本日はこれにて散会いたします。

○砂田事務局長

姿勢を正して下さい。一同、礼。

「閉 会 午後 4時40分」

番

番

番
